

令和2年度糸魚川市国民健康保険診療所 特別会計予算

令和2年度糸魚川市の国民健康保険診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ220,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

令和2年2月25日提出

糸魚川市長 米田 徹

第1表 歳入歳出予算

歳入

単位：千円

款	項	金額
1 診療収入		139,904
	1 外来収入	135,563
	2 諸検査収入	4,341
2 介護保険収入		528
	1 介護保険収入	528
3 使用料及び手数料		164
	1 手数料	164
4 繰入金		70,051
	1 他会計繰入金	70,051
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		9,952
	1 受託事業収入	9,719
	2 雑入	233
歳入	合計	220,600

歳 出

単位：千円

款	項	金 額
1 総務費		66,622
	1 施設管理費	66,622
2 医業費		86,828
	1 医業費	86,828
3 公債費		66,150
	1 公債費	66,150
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		220,600